平成２１年（再ロ）第１０１３１号
東京都台東区下谷１―11―５―202
再生債務者　工藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成21年10月２日から平成21年10月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２０号
横浜市金沢区柴町366番地　市営柴町住宅３棟202号
再生債務者　大井　俊雄
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成21年10月５日から平成21年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１６号
横浜市神奈川区新浦島町１丁目１番地１　ベイステージ横浜432―406号
再生債務者　小林　治生
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月15日まで
平成21年８月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第３号
福島県白河市大信下小屋字樋ノ口83番地
再生債務者　平山いずみ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月25日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２０年（再ロ）第２号
愛知県一宮市昭和３丁目６番19号　レオパレスＮＯＤＡⅡ105号
再生債務者　宮城　　勝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月24日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（再ロ）第１００３６号
長野県長野市川中島町今井原６―２―204
再生債務者　山内　俊英
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月８日まで
平成21年８月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００７２号
埼玉県さいたま市南区辻５―４―13―406
再生債務者　片山　博晶
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年９月９日まで
平成21年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２号
神戸市西区神出町五百蔵142―348
再生債務者　黒田　良作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月25日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
北海道河東郡音更町緑陽台北区29番地１　緑陽台団地４号
再生債務者　児嶋　俊尚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月25日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
鳥取県米子市東福原６丁目７番10―206号
再生債務者　福原　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月25日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再ロ）第１００４４号
山形県山形市島128―105―２
再生債務者　伊東　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月七日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年八月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十一年九月二日
東京都世田谷区北沢五丁目三番一二号
（甲）株式会社ウキウキ
代表取締役　鵜山　和洋
東京都世田谷区北沢五丁目三番一二号
（乙）有限会社ウキウキ
代表取締役　鵜山　和洋

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年八月七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十二日
掲載頁　七十七頁（号外第一二三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　九十頁（号外第一四四号）
平成二十一年九月二日
兵庫県尼崎市三反田町一丁目一番一一号
（甲）明治油脂株式会社
代表取締役　進藤　成範
大阪府枚方市出屋敷西町一丁目三〇番一号
（乙）大阪保証牛乳株式会社
代表取締役　石田　春市

組織変更公告
当社は、組織を変更して株式会社石戸谷建設とすることにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年九月二日
秋田県大館市赤石字屋敷南二二番地一
代表合資会社石戸谷建設
代表社員　石戸谷　伸

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年九月二日
東京都豊島区池袋一丁目八番一号
東晃商事合名会社
代表社員　中村　芳治

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億二千万円減少し八千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一四九号）
平成二十一年九月二日
長野県松本市埋橋一丁目八番七号
アルプスシャツ株式会社
代表取締役　渡辺　　聡